

前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例

許可申請等の手引き

令和5年4月

前橋市

用語の説明

この手引きで使用している用語の意味は次のとおりです。

	用語	説明
1	土砂条例	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
2	規則	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則
3	土砂等	土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く）
4	埋立て等	土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品や製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く） 路盤材として使用される砕石や砂利の搬入は対象外とする。
5	土砂等埋立等区域	土砂等による埋立て等を現に行う区域
6	特定事業	土砂等埋立て等を行う事業であって、土砂等埋立等区域の面積が1,000㎡以上であるもの 特定事業を行うには、原則として市長の許可が必要
7	特定事業区域	特定事業を行う一団の区域 土砂等埋立等区域に加えて、現場事務所や駐車場、排水施設等区域が含まれる
8	施工管理者	特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者
9	土壌検査	土砂等を採取し、その土砂等に含まれている有害な物質の濃度を測定するもの
10	水質検査	特定事業区域から排出される水がある場合に、その水を採取し、その水に含まれている有害な物質の濃度及び水素イオン濃度を測定するもの

<申請先・問合せ先>

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市環境部廃棄物対策課指導係

TEL 027 (898) 5840 (直通)

FAX 027 (223) 8524

目 次

I	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の概要	1
II	特定事業を実施する上での留意事項	5
III	申請・届出・施工方法等	8
IV	埋立て等施工中の土壌検査	1 3
V	埋立て等施工中の水質検査	1 8
VI	標準図	2 1
別記 1	特定事業許可申請書の記載要領	2 3
別記 2	特定事業の施工に関する（変更）計画書	3 6
別記 3	特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全 及び災害の発生の防止に関する計画書	4 2
別記 4	土砂等搬入届出書の記載要領	4 5
別記 5	車両の表示要領	5 1
別記 6	特定事業施工管理台帳及び特定事業施工状況報告書の 取扱要領	5 2
別記 7	特定事業変更許可申請書の記載要領	5 5
別記 8	特定事業軽微変更届出書の記載要領	5 7
別記 9	特定事業完了届出書の記載要領	5 9
別記 1 0	特定事業完了廃止又は休止届出書の記載要領	6 1
別記 1 1	擁壁の基準	6 3
VII	その他	6 6